

## 春日井市産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前協議に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事業計画の事前公開、事業者と関係住民との調整等について必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図り、もって良好な近隣関係の保持及び住環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物処理施設等 次に掲げる施設をいう。

ア 一般廃棄物の処分の業に用いる施設

イ 一般廃棄物処理施設

ウ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の業に用いる施設

エ 産業廃棄物処理施設

オ 産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬の業に用いる積替え又は保管を行う施設

カ 再生利用業者の用いる積替え若しくは保管を行う施設又は再生利用のための施設

(2) 設置 次に掲げる行為をいう。

ア 産業廃棄物処理施設等の設置

イ 産業廃棄物処理施設等の主要な設備又は処理能力（10パーセント以上増加する場合に限る。）の変更

ウ 産業廃棄物処理施設等において取り扱う廃棄物の種類の追加

エ イ及びウに規定するもののほか、周辺地域の住環境への負荷又は影響が増大する施設内容又は設備内容の変更

(3) 事業者 産業廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。

(4) 関係地域 産業廃棄物処理施設等の設置に伴い、住環境の保全上の支障が生ずるおそれのある地域として別表第1で定める地域

(5) 関係住民 関係地域の建築物の所有者、権利者並びに居住者及び地縁による団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)の代表者をいう。

(6) 紛争 産業廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる住環境に及ぼすおそれのある影響に関する事業者と関係住民との間の争いをいう。

(立地の基準等)

第3条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の立地について、別に定める基準によらなければならない。

2 産業廃棄物処理施設等で処理するものは、主として市内の事業所から収集するものとする。ただし、前条第2項第1号アに規定する施設で処理するものは、市内から収集するものでなければならない。

3 産業廃棄物処理施設等から排出される処理物の搬出先については、適正な計画を作成し、これに基づかなければならない。

(事業計画書の提出等)

第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置をしようとするときは、関係法令に基づく許認可の申請等の前に、産業廃棄物処理施設等の設置に関する計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(第1号様式)に、別表第2に定める書類を添えて、市長に提出し、協議しなければならない。ただし、関係法令に基づき産業廃棄物処理施設等の設置の後に届出が可能な場合にあっても、当該設置の前までに、事業計画書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 市長は、事業計画書の内容を審査し、指示すべき事項があると認めたときは、指示事項通知書(第2号様式)を事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、措置事項報告書(第3号様式)を市長に報告するものとする。

4 事業者は、第1項の規定により事業計画書を提出したときは、関係住民に事業計画の周知を図るため、直ちに標識(第4号様式)を敷地内の見やすい場所に設置しなければならない。

5 事業者は、標識を設置したときは、遅滞なく標識設置届(第5号様式)を市長に届出なければならない。

(協議会)

第5条 市長は、前条第1項の規定により提出された事業計画書を審査するため、春日井市産業廃棄物処理施設等連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(周知計画書の提出)

第6条 事業計画書を提出した事業者は、次に掲げる事項を記載した周知計画書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 関係住民に対する事業計画についての説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項

(2) 説明会の開催の場合は、その周知に関する事項

(3) 個別の説明の場合は、その時期及び方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業計画の説明)

第7条 事業者は、次に掲げる事項について、前条の周知計画書に基づき説明会を開催しなければならない。ただし、書面をもって個別に説明を行う場合には、これを説明会に代えることができる。

(1) 開発事業の敷地の位置及び面積

(2) 開発事業の規模、構造及び用途

(3) 環境保全概要（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、廃棄物、文化財、景観、防災及び交通安全について、環境影響予測並びに当該影響予測結果に基づく環境の保全上の措置及び予想される効果に関することをいう。）に関すること。

(4) 廃棄物の処理に伴い生ずる排気ガス及び排水の量、性状又は水質及び処理方法に関すること。

(5) 産業廃棄物処理施設の維持管理及び災害の防止に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、周辺の住環境に及ぼす影響及びその対策に関すること。

2 市長は、前項の説明会又は個別の説明のほか、関係住民への説明が必要であると認めるときは、事業者に対し、追加の説明会を開催し、又は個別に説明を行うことを求めることができる。

3 事業者は、速やかに前2項の規定により行った説明会又は個別の説明の状況を、説明状況報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 説明会の議事録
- (2) 個別の説明を行ったときは、当該説明における質疑応答内容を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(意見書及び見解書の提出)

第8条 関係住民は、事業計画について、事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書を提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画の説明を受けた日時及び場所
- (3) 意見内容

2 前項の意見書は、前条第1項及び第2項に規定する説明会終了の日（同条第1項及び第2項に規定する個別に説明を受けた場合にあつては、当該説明を受けた日）から起算して15日以内に提出するものとする。

3 事業者は、意見書の提出を受けたときは、速やかに当該意見書の写しを添えて市長に報告しなければならない。

4 意見書の提出を受けた事業者は、当該意見書の提出を受けた日から起算して15日以内に見解書を作成し、当該意見書を提出した者に通知するとともに、市長に提出しなければならない。

(事業計画書の変更)

第9条 第4条から前条までの規定は、事業計画の変更について準用する。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

- (1) 敷地の形状の変更。ただし、当該敷地の面積の10分の1以上の増減を伴うものを除く。
- (2) 住環境への影響の規模及び範囲が増加しないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める軽微な変更

2 事業者は、事業計画の変更が前項に該当する場合には、事業計画変更届（第8号様式）に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業計画の廃止の届出等)

第10条 事業計画書を提出した事業者は、当該事業計画を廃止するときは、速やかに事業計画廃止届（第9号様式）を市長に届け出るとともに、関係住民に周知しなければならない。

ない。

(意見の調整)

第11条 市長は、事業者及び関係住民（以下「紛争当事者」という。）が自主的な解決の努力を行っても紛争の解決に至らない場合において、紛争当事者の双方から意見の調整の申出があったときは、調整を行う。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、紛争当事者の一方から意見の調整の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、調整を行うことができる。

3 前2項の申出は、第8条第4項（第9条において準用する場合を含む。）に規定する通知を受けた日から起算して22日以内に、調整申出書（第10号様式）により行わなければならない。

4 市長は、調整前に、紛争当事者に対し、調整の内容となる事項の実現を著しく困難にする行為を行わないことその他調整のために必要と認める措置をとることを要請することができる。

5 市長は、関係住民及び事業者が産業廃棄物処理施設等の設置に関し、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定又は覚書を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

(指導)

第12条 市長は、次の各号のいずれかの手続きを行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

(1) 第4条第1項（第9条において準用する場合を含む。）に規定する事業計画書の提出

(2) 第4条第2項（第9条において準用する場合を含む。）に規定する標識の設置

(3) 第6条（第9条において準用する場合を含む。）に規定する周知計画書の提出

(4) 第7条第1項又は第2項（第9条において準用する場合を含む。）に規定する説明会の開催又は個別の説明

(5) 第7条第3項（第9条において準用する場合を含む。）に規定する報告

(6) 第8条第4項（第9条において準用する場合を含む。）に規定する見解書の提出

(7) 第10条に規定する届出

(勧告)

第13条 市長は、前条の規定による指導に従わない者に対し、相当の期限を定めて、その

指導に従うことを勧告することができる。

(公表)

第14条 市長は、第11条第4項の規定による要請を受けた者が、正当な理由がなくその要請に応じないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき事業者はその理由を通知し、その者が意見を述べる機会を与えなければならない。

(事前協議の終了通知)

第15条 市長は、事前協議を終了したときは、事前協議終了通知書(第11号様式)により事業者へ通知するものとする。

(報告の徴収)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業者へ、この要綱の施行に必要な事項の報告を求めることができる。

(他法令との関係)

第17条 春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成14年春日井市条例第30号。以下「紛争条例」という。)第5条の規定に基づき提出された事業計画書は、第4条第1項の規定に基づき提出された事業計画書とみなし、同項の規定を適用する。

2 第4条第4項及び第5項並びに第6条から第14条までの規定は、当該産業廃棄物処理施設等が紛争条例の適用を受けるものである場合は、適用しない。

3 この要綱の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項第4号に規定する者が行う産業廃棄物処理施設等の設置については、適用しない。

(手続きの省略)

第18条 第4条第4項から第14条までの規定は、第4条第1項の規定により提出された事業計画書により周辺地域の住環境への負荷又は影響が増大しない産業廃棄物処理施設等の設置であると市長が認める場合は、省略することができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、廃棄物の処理により、周辺の住環境に著しく被

害を及ぼすおそれがあると市長が認めた場合は、この要綱の一部を適用することができる。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。  
(春日井市産業廃棄物処理施設等の敷地の位置に関する指導要綱及び春日井市産業廃棄物処理施設等立地連絡協議会設置要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 春日井市産業廃棄物処理施設等の敷地の位置に関する指導要綱（平成5年3月1日施行）
  - (2) 春日井市産業廃棄物処理施設等立地連絡協議会設置要綱（平成5年3月1日施行）  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の春日井市産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する指導要綱の規定により受理された事前協議書の取扱いについては、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の春日井市産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前協議に関する要綱の規定により受理された事前協議書の取扱いについては、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の春日井市産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前協議に関する要綱の規定により受理された事前協議書の取扱いについては、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前協議に関する要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前協議に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。



別表第1（第2条関係）

施設の種類	基準
焼却施設	<p>概ね当該施設内に設置される煙突その他の施設（廃棄物の燃焼に伴う排出ガスを大気中に排出するために設けられた施設をいう。）から、プルーム式により算定される最大着地濃度出現距離の3倍に至る距離を半径とし、地形等を勘案して定める地域。</p>
焼却施設以外の施設	<p>当該施設の敷地境界線から概ね300メートル以内とし、地形等を勘案して定める地域。</p>
<p>上記の基準にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、周辺の地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通等を総合的に勘案し、関係地域を定めることがある。</p>	

別表第2（第4条関係）

書類の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
付近見取図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設の位置	30,000分の1以上	
土地（敷地）現況図	方位、地形、敷地の境界、敷地内及びその周辺の公共施設の位置並びに樹木又は樹木の集団の位置	2,500分の1以上	
土地の公図の写し	敷地の境界		
土地利用計画平面図	敷地の境界、方位、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内において予定される建築物又は産業廃棄物処理施設等の位置及び用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置及び形状、土地の高低並びに標識設置予定位置	1,000分の1以上	
排水施設計画平面図	敷地の境界、方位、排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
給水施設計画平面図	敷地の境界、方位、給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	500分の1以上	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
緑化計画平面図	敷地の境界、方位、樹木及び樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	500分の1以上	土地利用計画平面図にまとめて図示してもよい。
関係地域図	第2条第2項第4号の規定により別表第1に掲げる施設の種類に応じ当該基準に掲げる地域	2,500分の1又は10,000分の1	
建築物の各階平面図	方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類、開口部の位置、防火設備の位置、並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造	200分の1	
建築物の立面図	開口部及び防火設備の位置を記載した4面のもの	200分の1	
産業廃棄物処理施設等の平面図又は横断面図	方位並びに主要部分及び付帯設備の名称及び材料の種別及び寸法	200分の1	
産業廃棄物処理施設等の側面図又は縦断面図	高さ並びに主要部分及び付帯設備の名称及び材料の種別及び寸法		
産業廃棄物処理施設等の構造詳細図	主要部分及び付帯設備の名称及び材料の種別及び寸法		
環境保全概要書	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、廃棄物、文化財、景観、防災及び交通安全について関係地域に及ぼす環境影響予測並びに当該影響予測結果に基づく環境の保全の措置及び予想される効果		